

今治市移住促進事業費補助金



事業概要

市外から今治市内に移住する方に住宅の新築・購入費の補助を行います。

住宅の新築・購入に対する補助



中学生以下の子どもと同居の場合



合計して最大50万円の補助金等を交付



住宅の新築又は購入（中古可）にかかった費用の10分の1以内。
ただし、土地購入費を除きます。

上限30万円

**1人につき10万円の
子育て奨励金を支給**

※住宅の新築・購入にかかった費用を超えない範囲に限ります。

以下の条件を全て満たす方が対象です。

1. 新築又は購入計画の申請を行う前1年間の間に市外から転入した方又は住宅の新築又は購入後に転入しようとする方
2. 転入前の5年間に本市に住民登録のない方
3. 住宅の新築又は購入を行おうとする方又はその配偶者
4. 購入計画の申請を行う時点で、同居する世帯員のうち少なくとも1人が50歳未満である方
5. 世帯全員に、前住所地を含め市町村税等の滞納がない方
6. 取得した住宅に5年以上定住することを誓約する方
7. 世帯全員が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方でない方

- 市から計画の認定を受ける前に新築（着工）・購入を行った場合は対象外です。
- 補助金の交付を受けた日から5年以内に新築又は購入した住宅を取り壊し、売却、退去等した場合は、補助金を返還しなければならない場合があります。

事業の詳細は今治市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/ijyu/>
詳しくは事前に右記の連絡先にお問い合わせください。

今治市 産業部 営業戦略課
TEL 0898-36-1554
FAX 0898-33-8066

手続きの流れ【今治市移住促進事業費補助金】

施工業者又は住宅の売り主

- 2. 見積依頼
- 3. 見積提出
- 6. 契約、発注
- 7. 請求
- 8. 支払

申請者

- 1. 相談・問い合わせ
補助の対象となるのかの確認、申請書類のご案内等、ご相談を随時受け付けます。
- 4. 新築又は購入計画の認定申請
執務時間中に認定申請を受け付けます。補助を受けるには住宅の新築（着工）又は購入を行うより前に認定申請が必要です。認定申請書（様式第1号）、チェックリスト及び補助対象事業費の算出根拠を提出してください。
- 5. 計画認定通知
計画認定通知書（様式第2号）で通知します。
- 9. 変更承認申請
変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。
- 10. 計画認定通知
計画認定通知書（様式第2号）で通知します。
- 11. 計画完了報告
計画完了届書（様式第4号）及び添付書類を提出してください。
- 12. 事故報告
計画が予定期間内に完了しない場合や遂行が困難となった場合、事故報告書（様式第5号）を提出してください。
- 13. 交付申請
交付申請書（様式第6号）及び添付書類を提出してください。
- 14. 交付決定通知
交付決定通知書（様式第8号）で通知します。
- 15. 補助金の請求
請求書（様式第9号）を提出してください。
- 16. 補助金の支払

今治市

1 1. 計画完了報告の添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 取得費用の支払の根拠となる書類（領収書、通帳等の写し）
- (3) 住宅の保存登記又は所有権移転登記の写し
- (4) 住宅の現況写真
- (5) 住宅の位置図及び宅内見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

1 3. 交付申請の添付書類

- (1) 定住誓約書兼調査同意書（別記様式第7号）
- (2) 納税証明書又は非課税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

※書類は原則、ご持参ください。

申請のパターン

